大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの

暴力団の排除に係る措置に関する規則　ＦＡＱ

（R070106更新）

　ＦＡＱ

※押印廃止関連（令和７年１月６日規則改正）

Ｑ１（旧誓約書様式について①）

令和７年１月６日時点で、既に旧様式の誓約書を提出していた場合は新様式の誓約書に差し替える必要があるのか。

○　新様式に差し替える必要はありません。

Ｑ２（旧誓約書様式について②）

　改正規則附則第３項の「所要の措置」とは具体的にどうしたらよいのか。

○　令和７年１月６日以降に旧様式で紙による誓約書の提出があった場合は、手書きにより以下に掲げる修正を行えば新様式の誓約書として使用することができます。

　　①押印欄を二重線で削除

　　②誓約内容の右側にチェックボックス及びチェックを記入

Ｑ３（ＰＤＦ版について）

　Ｗｏｒｄで誓約書を作成後、ＰＤＦ形式に変換した誓約書を提出してもよいか。

○　ＰＤＦ形式の誓約書でも問題ありません。

Ｑ４（代表者氏名欄について）

　これまでは「契約書に押印するものと同一の印」を押印していた関係で、代表者でなく受任者の氏名を記入していたが、押印がなくなったことにより、受任者との契約であっても代表者氏名・生年月日の記載が必要になるのか。

○　様式に記載のとおり代表者の氏名及び生年月日を記入してください。

　ＦＡＱ

1. 誓約書の提出

Ｑ１－１（元請負人の誓約書の提出範囲）

元請負人が提出する誓約書の提出範囲や基準は、どのようなものですか。

○　一般競争入札の公告、指名競争入札の指名又は随意契約の締結を行う全ての契約（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、委託役務、物品購入）で、契約の相手方（以下「元請負人」という）は誓約書（規則で定める様式）の提出が必要となります。

○　誓約書の提出がなければ、契約を締結することはできません。

○　ただし、契約書の作成を省略する契約（大阪府財務規則第６５条各号に掲げるもの）では、誓約書を提出する必要はありません。

Ｑ１－２（下請負人の誓約書の提出範囲）

下請負人が規則による誓約書を提出する基準は、どのようなものですか。

○　一般競争入札の公告、指名競争入札の指名又は随意契約の締結を行った全契約における全ての下請負人は、契約金額にかかわらず、元請負人に誓約書を提出してください。

○　元請負人は、誓約書を提出しない下請負人と契約することはできません。（第二次以下の下請契約も同様です。）

Ｑ１－３（下請負人の定義）

下請負人の定義は何ですか。資材業者も誓約書を提出する必要はありますか。

○　下請負人には、第二次以下の下請契約含む全ての下請負人又は再委託契約する者が含まれます。

○　元請負人又は下請負人が契約する資材業者等（収集運搬、処分業者、警備業者、商社、代理店等）は、契約時に誓約書を提出する必要はありません。ただし、府が誓約書を求めたときは、誓約書を提出しなければなりません。

〇　誓約書を提出しない下請負人とは契約してはなりません。

Ｑ１－４（ＪＶの場合）

元請負人がＪＶの場合には、誓約書は代表構成員のみでよいですか。

○　全ての構成員の誓約書を提出してください。

Ｑ１－５（随意契約の場合）

　随意契約も誓約書の提出が必要ですか。

の場合には、誓約書は代表構成員のみでよいですか。

○　随意契約も必要です。誓約書を提出してください。

Ｑ１－６（提出先・提出時期）

元請負人や下請負人の誓約書は、いつ、どこに出せばよいのでしょうか。

○　元請負人の誓約書は、入札公告や入札説明書に誓約書の提出時期、提出先が記載されているので、よく確認してください。

○　基本的に、開札後に事後審査書類の提出を求める場合は、誓約書を事後審査の書類と併せて提出することになります。

○　なお、委託役務、物品購入等で、開札後に事後審査の書類を提出しない場合は、原則として契約の締結時に提出することとなります。

○　下請負人の誓約書は、元請負人が下請負人と下請負契約を締結する際に提出させ、元請負人が提出先に速やかに提出しなければなりません。

２．元請負人の確認義務等

Ｑ２－１（元請負人の遵守事項）

元請負人が公共工事等において、暴力団排除のために行うべきことはどのようなことですか。

【誓約書の提出】

○　誓約書を提出してください。ただし、大阪府財務規則第６５条各号に掲げるもの（契約書の作成を省略する契約）では、誓約書を提出する必要はありません。

【下請負人の契約締結の前】

○　元請負人は、下請負人（第二次以下の下請契約を含む）と契約締結する前に、府に「下請負人（再委託）予定通知書」を提出してください。また、下請負人が入札参加除外者・誓約書違反者でないことを確認し、下請負人から誓約書を徴取してください。誓約書を提出しない下請負人とは、契約してはいけません。

〇元請負人は、下請負人が入札参加除外者・誓約書違反者となった時は、下請負人等が締結する下請契約等の解除を求めなければなりません。

【資材購入等の契約締結の前】

○　資材購入等全ての契約において、契約締結前に相手方が[入札参加除外者・誓約書違反者でないことを確認](http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34578/00303398/jyogai_itiran.pdf)してください。

【その他】

　○　下請負人等が、契約中に入札参加除外者・誓約書違反者となった場合、契約解除する必要がありますので、下請負人等との契約締結に際し、契約書に暴力団排除条項を盛り込むようにしてください。契約解除しなければ、府は元請負人との契約を解除します。

　　※　下請負人等には、下請負人のほか、元請負人又は下請負人が契約締結する資材・原材料業者、警備業者等全ての者を含みます。

Ｑ２－２（下請負人の資材購入等業者の確認）

元請負人は、下請負人が資材購入等を行う業者について、入札参加除外者・誓約書違反者でないことを確認する必要はありますか。

○　直接、確認する必要はありません。

○　元請負人は、自らが資材購入等を行う業者について、入札参加除外者・誓約書違反者でないことを確認してください。

○　下請負人は、自らが資材購入等を行う業者について、入札参加除外者・誓約書違反者でないことを確認してください。

Ｑ２－３（下請負人の誓約書の徴取もれ）

下請負人から誓約書を徴取することを忘れていた場合、どうすればよいですか。

○　すみやかに府に報告し、誓約書を提出してください。誓約書を提出しない場合、元請負人及び下請負人が入札参加停止となることがあります。

３．下請負人の確認義務等　　　　　　※下請負人の定義はＱ１－３参照

Ｑ３－１（下請負人の遵守事項）

下請負人が公共工事等において、暴力団排除のために行うべきことはどのようなことですか。

【契約締結の前】

○　下請負人は、契約を締結する前に元請負人を通じて府に誓約書を提出してください。

【再下請契約する場合】

○　下請負人は、再下請する者が、入札参加除外者・誓約書違反者でないことを確認してください。

○　下請負人は、契約締結前に元請負人を通じて、再下請負する者の名称等を府に通知してください。

○　再下請する者の誓約書を、元請負人を通じて、府に提出してください。

【資材購入等の契約締結の前】

○　資材購入等全ての契約の締結前に、相手方が入札参加除外者・誓約書違反者でないことを確認してください。

【その他】

　○　下請負人等が、契約中に入札参加除外者・誓約書違反者となった場合、契約解除する必要がありますので、下請負人等との契約締結に際し、契約書に暴力団排除条項を盛り込むようにしてください。契約解除しなければ、府は元請負人との契約を解除します。

　　※　下請負人等には、下請負人のほか、元請負人又は下請負人が契約締結する資材・原材料業者、警備業者等全ての者を含みます。

４．違反への対応

Ｑ４－１

　入札参加資格のない下請負人が、暴力団員又は暴力団密接関係者であると判明した場合、下請負人には、どのようなペナルティがあるのですか。

○　誓約書を提出した下請人が、暴力団員又は暴力団密接関係者であると判明した場合、誓約書違反者として指定・公表されます。指定・公表期間中は、下請負人として公共工事等に参入することはできません。また、入札参加資格を得ることはできません。

○　当該下請負人が下請契約中の場合、府は契約書の規定に基づき、元請負人に対し、当該下請負人との契約解除を求めます。また、当該契約が解除されない場合、府は元請負人との契約を解除します。

Ｑ４－２

下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると判明した場合、元請負人にペナルティはあるのですか。

○　当該下請負人が下請契約等の契約中の場合、府は契約書の規定に基づき、元請負人に対し、当該業者との契約解除を求めます。また、当該契約が解除されない場合、府は元請負人との契約を解除します。よって、契約締結に際し、あらかじめ契約書に暴力団排除条項を盛り込むように努めてください。

○　ただし、暴力団員又は暴力団密接関係者であると知りながら、当該下請負人を下請契約等の相手方としていた場合、元請負人は暴力団密接関係者であるとして、入札参加除外者又は誓約書違反者として指定され、府は元請負人との契約を解除します。

※　下請負人等には、下請負人のほか、元請負人又は下請負人が契約締結する資材・原材料業者、警備業者等全ての者を含みます。

５．不当介入報告書の提出

Ｑ５－１

　どのような者から不当介入を受けたら報告すればよいですか。

○　暴力団員、暴力団密接関係者のほか、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなどから不当介入を受けた場合は、すみやかに発注者に報告し、管轄警察署に届け出してください。

　詳細は、「[大阪府公共工事等不当介入対応要領](http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34578/00303398/21_bouryoku_futoukainyu.pdf)」を参照してください。

６．発注部局における業務等（内部用）

Ｑ６－１（誓約書の徴取範囲）

誓約書を徴取する範囲は。

○　全ての公共工事等の契約の元請負人及び下請負人から、誓約書を徴取してください。

ただし、大阪府財務規則第65条の規定により契約書の作成を省略する契約では、元請負人から誓約書を提出させる必要はありません。個別法令で契約書の作成が規定されている契約では契約金額にかかわらず、契約書を作成しなければなりません。よって、これらの契約では、誓約書を徴取する必要があります。

※　契約書を省略できない契約の例

・建設工事（建設業法第19条）

【参考】建設工事の定義については[建設業許可事務ガイドライン（国土交通省）](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html)を参照してください。

・産業廃棄物の処理（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の２第４号）

【参考】[産業廃棄物の処理に関するマニュアル類（環境省）](https://www.env.go.jp/recycle/waste/index.html)

○　公共工事等とは、建設工事の請負、役務の提供又は物品の購入その他調達のうち府が発注するもの（大阪府暴力団排除条例第２条第５号）をいいます。

協定や協議に基づく建設工事、役務の提供又は物品の購入その他調達等の業務で、府が発注するものに該当しないものは、誓約書の提出を求めるものではありません。

○　元請負人又は下請負人が契約する資材業者等（収集運搬、処分業者、警備業者、商社、代理店等）から、誓約書を徴取する必要はありません。

ただし、暴力団関係者ではないかなどの情報があった場合には、誓約書を徴取することとします。

※　大阪府財務規則第65条　　契約担当者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

 　(1)　一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により、契約金額が150万円を超えない契約を締結しようとするとき。

(4) 　前３号に掲げる場合のほか、契約の性質又は目的により契約書を作成する必要がないと認めるとき。

 ※　大阪府財務規則の運用第65条関係　　第４号に規定する「契約の性質又は目的により契約書を作成する必要がないと認めるとき」とは、おおむね次のような場合である。

 　(1)　物品を購入する場合において、即納されるとき。

 　(2)　国、他の地方公共団体、その他公共的団体と契約を締結しようとするとき。

 　　(3)　電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等の公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。

 　　(4) あらかじめ価格が定まっている物品、会場等の購入又は賃借並びに鑑定、評価等の役務の提供の契約を締結しようとするとき。

(5) 第78条関係第３項に規定する公開見積合せの結果に基づき、物品の購入の契約を締結しようとするとき。

Ｑ６－２（随意契約の相手方の確認）

契約の相手方が入札参加除外者、誓約書違反者又は庁内ＨＰに掲載の府の下請契約等から排除を行った業者であるかを確認する必要はありますか。

○　必ず確認してください。

入札参加資格者は、入札参加資格の登録時に契約局において確認していますが、登録後に入札参加除外者等となることがありますので、必ず確認してください。

Ｑ６－３（下請負人の確認）

　担当者は、元請負人が下請契約をするとき、下請負人が入札参加除外者、誓約書違反者又は庁内ＨＰに掲載の府の下請契約等から排除を行った業者でないかを確認する必要がありますか。

○　元請負人は、下請契約の前に、下請負人の名称等を府に通知することとなっています。発注部局においては、下請負人が入札参加除外者等でないことを確認してください。

○　目視によるチェックのほか、「入札除外措置チェック支援ツール」を利用して、元請負人から提出させた「下請負人（再委託）予定通知書」をもとに、下請負人が入札参加除外者等でないかの確認をしてください。ただし、下請負人の数が少ないため、目視で十分確認できるのであれば、目視での確認でも構いません。

○　『入札除外措置チェック支援ツール』は『大阪府電子契約庁内ポータルサイト（総務・企画・資格審査「大阪府発注の公共工事等からの暴力団排除の取組強化について」）にあります。

<http://www.lan.pref.osaka.jp/11173/10944/bouryokudan-haijo.html>

　〇　なお、この確認は、規則の遵守事項となっており、怠ると規則違反となります。

（規則第10条第２項）

Ｑ６－４（資材業者等からの誓約書の徴取）

元請負人又は下請負人が契約する資材業者等が、入札参加除外者等に該当するかを担当者は確認する必要はないのですか。

○　確認する必要はありません。元請負人又は下請負人が、資材購入等の契約前に、入札参加除外者及び誓約書違反者でないことを確認することとなっています。

〇　なお、必要と認めるときは、元請負人を通じて提出を求めることとなっています。

Ｑ６－５（共同企業体の契約解除）

共同企業体の構成員の一つが、入札参加除外者、誓約書違反者となったときは、契約解除する必要がありますか。

○　契約書において、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者）が暴力団密接関係者等である場合、契約解除することができるとなっています。

○　ただし、共同企業体の場合、入札参加除外者等となった業者を構成員から除名することで、契約解除しないこととすることも可能ですが、工事進捗状況等を踏まえて府が判断することとなります。